令和2年4月10日

児童発達支援事業所　管理者　様

放課後等デイサービス事業所　管理者　様

名古屋市子ども青少年局

子育て支援部子ども福祉課長

放課後等デイサービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への

対応方針について（第3報）

　児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）及び放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や名古屋市立学校等が臨時休業中の対応、また春休み期間中の対応等につきまして、厚生労働省からの事務連絡や本市からの通知等によりお知らせしたところです。

このたび、愛知県から緊急事態宣言が発令されたこと、また厚生労働省からの事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年4月7日付）が発出されていることを踏まえ、別紙のとおり「放課後等デイサービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針」を一部変更（変更箇所：３対応方針(1)）いたしましたので、お知らせいたします。

各事業所におかれましては、内容を十分にご確認いただき、感染の予防に留

意した上で開所していただくとともに、万が一、新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、当課と緊密に連携のうえ、ご対応くださいますようお願いいたします。

　また、併せて保護者向けチラシを送付いたしますので、事業所内に掲示又は保護者に配布するなど、確実に周知してくださいますようお願いいたします。

子ども発達支援係　Tel:972-2520